

アジア風力発電株式会社「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年12月1日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」について、アジア風力発電株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、島根県知事及び広島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 島根県益田市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 54,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月 2日
環境大臣意見受理	令和 元年10月18日
経済産業大臣意見発出	令和 元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月 9日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月24日
島根県知事意見受理	令和 2年 7月22日
広島県知事意見受理	令和 2年 7月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 8月18日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年 3月 9日
住民意見の概要等受理	令和 4年 5月27日
島根県知事意見受理	令和 4年 9月22日
広島県知事意見受理	令和 4年 9月22日
環境大臣意見受理	令和 4年10月24日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年12月 1日

問合せ先: 電力安全課 長尾、須之内  
電 話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業の実施に伴い、2. 各論の影響等が懸念されることに加え、準備書に対する島根県知事意見及び広島県知事意見において地域住民等の理解促進等に言及されている。このため、地元自治体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、引き続き丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の新設や既設道路の拡幅等による切土、盛土により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、風力発電設備等の配置、設置高、線形の見直しや、擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画のさらなる見直しを行うこと。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

### (3) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺では、天然記念物のヤマネの生息が確認されていることから、生息環境への影響について、適切に事後調査を実施すること。

### (4) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要

な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 水質に対する影響

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

### (2) 鳥類に対する影響

現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、ハイタカ、サシバ等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が複数確認されていることから、工事の実施に当たっては、既存の知見及び専門家の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### (3) 両生類及び魚類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定され、「環境省レッドリスト2020」に基づく絶滅危惧Ⅱ類にも分類されているチュウ

ゴクブチサンショウウオ等の重要な両生類及び「環境省レッドリスト 2020」に基づく絶滅危惧Ⅱ類に分類されているゴギ等の重要な魚類の生息が確認されており、本事業の工事計画は、これらの種の生息が確認されている地点の近くを改変する計画となっている。

これらの種は水環境の悪化に対して脆弱であり、特に繁殖場所への濁水流入の回避には確実に期すことが求められるため、本事業の実施に伴う重要な両生類及び魚類への影響を回避する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を防止する必要がある箇所において、沈砂池や土堤、素掘側溝、土砂流出防止柵の設置等の環境保全措置を適切に実施すること。また、これらの環境保全措置の具体的な位置及び施工方法について、評価書に記載すること。

イ 工事中において、重要な両生類及び魚類の生息場所となる河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないかを確認するため、目視確認等による環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

#### (4) 植物及び生態系への影響について

対象事業実施区域及びその周辺の森林は、戦前のたたら製鉄や薪炭利用による強度の伐採により荒廃した土地の上に再生した森林であるが、現在はミズナラを主とした良好な広葉樹二次林が形成され、ブナを多く含む林分も残されている。これらの二次林は、人工林率が高い本地域において比較的的自然度が高く、希少な動植物の生息・生育場所ともなっており、事業者が実施した現地調査においても、バイケイソウ、エビネ属、カンボク等の重要な植物の生育が確認されている。

このため、ブナを多く含む林分をはじめ、比較的的自然度の高い二次林の伐採を最小限とするとともに、その検討経緯を評価書に適切に記載すること。また、代償措置として重要な植物の移植を行う場合には、移植後の定着状況に係る事後調査を適切に実施すること。

#### (5) 景観に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、ほかにも主要な眺望点の対象とすべき地点があるため、調査地点を再検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。